

たちばな保育園 保護者各位

令和 2年 4月30日  
社会福祉法人 青山会  
たちばな保育園  
理事長 堀田 正廣

「緊急事態宣言」が発令されたことで、藤枝市から4月20日（月）から5月6日（水）までの登園自粛となりました。保護者様には、要請にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

本日、藤枝市より5月7日以降の対応方法方針について文書が配布されました。詳しくは、保護者宛ての文書でご確認ください。

なお5月の連休中に「緊急事態宣言」期間の延長がされると報道されております。仮に延長された場合は、5月6日までの自粛要請期間と同様の対応で保育することとなります。

ただし 安全策を講じて5月11日から給食の提供をいたします。そのためには、園児の出欠を事前に確認する必要があります。給食の再開に向けて、暫定的な出席人数をパステルの「アンケート」機能を利用し、確認させていただきます。詳しくはメールでお知らせしますので、ご協力をお願いします。ご不明な方は、電話での欠席連絡でもお受けいたします。一週間毎の確認を予定しております。

5月7・8日は、出席者数の確認が困難と予想されることから、お弁当とおやつの持参となりました。給食費は、5月分は、5月12日までに封筒へ入れて職員へお渡しくください。

3歳以上は、「緊急事態宣言」期間のみ、欠席日数に応じて後日返却をさせていただきます。

☆ 保育が真に必要な家庭で、継続して保育園を利用される方は、「勤務日である証明書」の提出をお願いします。お手数ですが、必要に応じて2週間単位での提出をお願いします。

自粛期間終了後は、提出の必要はありません。

勤務日である証明書について

- ・勤務日である証明書はたちばな保育園HPよりダウンロードできます。
- ・期間ごと様式が異なりますので、ご確認ください。
- ・同居している就労されている方の提出をお願いします。
- ・提出が間に合わない場合も保育は行います。準備が出来次第提出をお願い致します。

☆ 登園する場合のお願い

- ・登園前にご自宅でお子様の体調を必ず確認（検温）して下さい。
- ・お子様が体調不良の場合は完治するまでご自宅での休養をお願いします。
- ・お子様の在園時間の短縮にご協力をお願いします。早番、遅番保育は出来るだけお控えください。
- ・園児・同居家族に発熱等が認められる場合は、お預かり出来ません。（藤枝市ホームページより）

☆ 当お知らせや市のお知らせなどは、当園ホームページの「コロナ関係書類」に掲載してあります。

社会福祉法人青山会 たちばな保育園  
電話 644-2522 Fax644-2688  
E-mail thoikuen@abelia.ocn.ne.jp